

総社市医療費適正化推進委員会こども部会の設置について

1. 設置

総社市医療費適正化推進委員会設置条例（平成 2 5 年条例第 1 2 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、作業部会としてこども部会を置く。

2. 検討事項

こども部会では、平成 2 0 年度に小児医療費公費負担制度の対象年齢を拡大して以降、年々増加する小児医療費の適正化を図るため、以下の事項を検討する。

- (1) 小児医療費の現状の把握
- (2) こどもの健康状態の把握
- (3) 小児医療費適正化の目標数値の設定及び評価時期
- (4) 小児医療費適正化に向けた取組
- (5) 目標数値が達成できなかった場合の具体的な制度の見直し及びその時期

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて委員以外の関係者の出席を得て行うことができる。

3. 庶務

部会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

4. その他

上記のほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。